

○厚生労働省告示第百二十六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十年三月二十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

<p>九 (1068)レテルモビル (略) (1067)レテルモビル (略) (1005)ラサギリン (略) (1004)ラサギリン (略) (938)ラサギリン (略) (937)ミガーラスタット (略) (556)ミガーラスタット (略) (555)テジゾリドリン酸エステル (略) (392)テジゾリドリン酸エステル (略) (554)テジゾリドリン酸エステル (略) (391)シタグリプチンリン酸塩水和物・イプラグリフロジン L-プロリン (略) (190)シタグリプチンリン酸塩水和物・イプラグリフロジン (略) (189)シタグリプチンリン酸塩水和物・イプラグリフロジン (略) (1)エボカルセト (略) (188)エボカルセト (略)</p>	<p>改正後</p>
<p>九 (1062)レテルモビル (略) (1000)レテルモビル (新設) (略) (934)ラサギリン (新設) (略) (933)ラサギリン (新設) (略) (553)ラサギリン (新設) (略) (390)ラサギリン (新設) (略) (552)ラサギリン (新設) (略) (189)シタグリプチンリン酸塩水和物・イプラグリフロジン (新設) (略) (1)エボカルセト (新設) (略) (188)エボカルセト (新設) (略)</p>	<p>改正前</p>

(傍線部分は改正部分)